

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-1-1 ごみ減量・リサイクルの推進

▶ 施策の方針

市民一人ひとりの環境とごみ減量に対する意識を高めることにより、家庭から排出されるごみの減量化と再資源化を推進するとともに、効率的なごみ収集と不法投棄等の不適正な処理の防止に取り組めます。

また、事業者の環境意識の啓発を図り、事業活動に伴う一般廃棄物の減量・適正処理と再資源化を促進します。

▶ 現状と課題

- 市では、ごみの減量と再資源化により環境負荷の軽減を図るため、家庭ごみの有料化や資源物の分別の徹底に取り組んできたほか、不法投棄の防止活動や不法投棄物の回収を行ってきました。
- 市民の環境の保全や改善に向けた意識は向上しており、ごみの排出量は減少傾向にあります。不法投棄や野焼き等の不適正な処理は依然として絶えることはありません。
- 環境に配慮した事業活動を推進するためには、事業所と連携した事業系一般廃棄物の減量や再資源化を一層促進する必要があります。
- また、人口の減少や住宅団地の造成、高齢化の進行に伴い、ごみ集積所の設置基準の見直しやごみ出し支援などの課題も生じています。
- このことから、市民、事業者のごみの減量と再資源化に関する意識の一層の定着を図るとともに、効率的なごみ収集体制の検討や不法投棄の防止を図っていく必要があります。

ごみの排出量・リサイクル率の推移

(単位:t)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
家庭系	燃やせるごみ	32,800	35,641	24,266	23,353	22,477	21,783	22,414	21,664
	燃やせないごみ	6,841	10,889	3,759	4,221	4,154	4,204	4,380	4,133
	資源物	23,438	23,262	21,895	22,951	23,357	23,857	24,160	22,756
事業系	燃やせるごみ	22,079	21,305	20,522	19,584	19,563	20,037	19,708	19,764
	燃やせないごみ	3,759	3,338	2,862	2,341	2,142	1,757	1,444	1,658
総排出量	88,917	94,435	73,304	72,450	71,693	71,638	72,106	69,975	
家庭ごみの再資源化率(%)	39.3	36.5	45.4	47.1	48.4	49.6	49.1	48.1	

資料:上越市生活環境課



▲ ごみ集積所



▲ 不法投棄ごみの回収



▲ ごみ分別収集カレンダー(平成26年度)



「ごみ減量とリサイクル」のイメージキャラクター「リサちゃん」

▶ 施策の柱

1 ごみの適正処理の推進

- ・ごみの減量と不法投棄や野焼き等の不適正な処理を防止するため、家庭ごみの有料化等によりごみ減量意識を醸成するとともに、市民や事業者へごみ処理ルールへの浸透を図ります。
- ・効率的なごみの収集や処理体制を構築するため、住宅団地やアパートの建設に伴うごみ集積所の増加など、状況の変化を踏まえつつ、収集体制や処理方法、料金等の検討を行います。
- ・高齢化の進行により、ごみの分別や排出が困難なお年寄りの増加が見込まれることから、既存のごみ出し支援制度の周知と充実を図ります。
- ・ごみの適正処理を維持していくため、引き続き、最終処分場の確保に取り組めます。

2 リサイクルの推進

- ・限られた資源の有効利用とごみの減量を推進するため、市民へ資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、事業者のリサイクル意識の醸成を図ります。
- ・経済性にも配慮したリサイクルを推進するため、適正分別による資源物の価値の向上について、市民意識の高揚を図ります。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H30)	目標(H34)
市民1人当たりのごみ排出量	949g/日(H25)	948g/日以下	944g/日以下
家庭ごみの資源化率	48.1%(H25)	50.0%	50.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

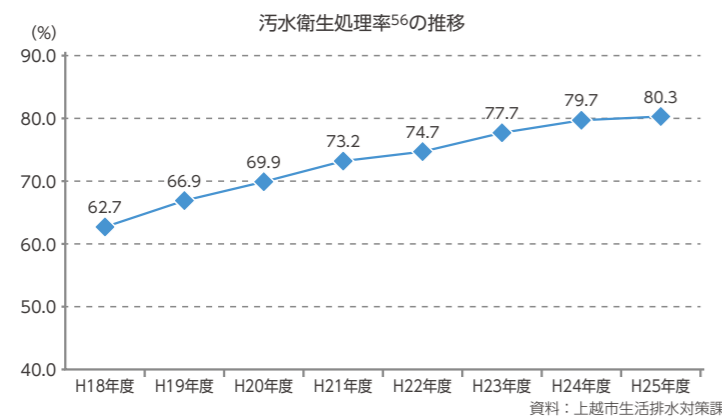
2-1-2 環境汚染の防止

▶ 施策の方針

関係機関との連携の下、事業者等への周知や指導を徹底し、公害の発生を防止します。
また、公共下水道や農業集落排水²⁴への接続率及び合併処理浄化槽の設置率の向上を図るとともに、し尿の収集と適正な処理を推進し、水質汚染を防止します。

▶ 現状と課題

- 市では、恵み豊かな環境を将来に引き継ぐとともに、市民の安全で安心な生活環境を確保していくため、大気測定局での常時監視及び空間放射線量の測定や事業場の排水の監視、高速道路等の騒音・振動測定に取り組むほか、地盤沈下の抑止を図るため、地下水の揚水対策を実施しています。
- また、排水処理対策として、公共下水道や農業集落排水への接続促進及び合併処理浄化槽の設置促進により水質汚染の防止を図っています。主要河川の水質については、概ね環境基準値を下回るなど良好な状態が保たれています。
- しかしながら、近年、経済成長を重視する近隣諸国や新興国の産業活動などの主に外的要因から、光化学オキシダント⁵⁴及びPM2.5⁵⁵の濃度が上昇傾向にあり、環境基準を上回る時間帯もあります。
- 排水処理対策については、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設について、地域特性に応じた効果的・効率的な整備を行うとともに、公共下水道等への速やかな接続を促進する必要があります。
- このことから、PM2.5などの新たな環境阻害要因も考慮した公害対策とともに、地域特性に応じた効果的・効果的な排水処理対策を一層推進する必要があります。



▲ 下水道センター



▲ 河川の水質調査



▲ きれいな川で遊ぶ子どもたち

▶ 施策の柱

1 公害対策の推進

- ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地盤沈下などの公害の発生を防止するため、法令等に基づく計測や規制の遵守に向けた監視を行うとともに、必要な改善指導等を行います。
- ・放射性物質やPM2.5⁵⁵などによる新たな環境阻害要因に対処するため、国・県と連携調整し、汚染状況の把握と健康被害の防止に向けた対策に関する情報提供に取り組みます。

2 排水処理対策の推進

- ・生活排水による水質汚染を防止するため、未接続者への戸別訪問によるきめ細かな相談体制やPR活動などを強化し、公共下水道や農業集落排水²⁴の接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図ります。
- ・し尿、浄化槽汚泥の適正で安定した処理を維持するため、公共下水道や農業集落排水への接続による処理量の減少を見据え、効果的な収集体制への見直しを進めます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H30)	目標 (H34)
公害苦情件数	32件/年 (H25)	30件/年以下 (前期4年平均)	30件/年以下 (後期4年平均)
事業所の騒音・振動規制基準達成率	98% (H25)	98%	99%
事業所の排水基準達成率	93% (H25)	95%	95%
汚水衛生処理率 ⁵⁶	80.3% (H25)	83.0%	85.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-1-3 自然環境の保全

▶ 施策の方針

自然環境保全地域の指定や里地里山や農地が果たす役割の重要性について、広く市民に周知するとともに、自然環境の変化の把握に努め、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組めます。

また、大型野生動物による被害の防止に努める一方、野生動物に対する理解を深め、野生動物との共存を図ります。

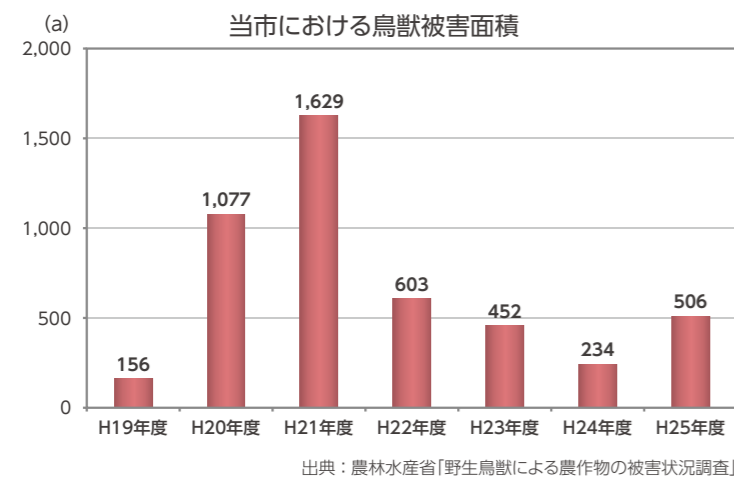
▶ 現状と課題

○市では、豊かな自然環境の保全を図るため、野生動植物の分布、生育・生息状況等を調査しまとめた「上越市レッドデータブック」を発刊するとともに、自然環境保全条例⁵⁷に基づき自然環境保全地域を4か所指定し、多様な動植物が生息・生育している良好な環境の保全に取り組んだほか、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組んできました。

○その一方で、中山間地域における集落の高齢化が進行し、農地や里地里山の荒廃が進むなど、良好な自然環境の保持が困難となる状況も生じています。

○また、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物による集落や農作物等への被害が生じており、野生鳥獣との共存が課題となっています。

○中山間地域における集落の衰退が進む中で、豊かな自然環境を保全し、多様な動植物との共存を目指す一方で、大型野生動物による被害への対策が必要となっています。



上越市の自然環境保全地域(平成27年1月現在)

名称	概要	
柿崎海岸自然環境保全地域 柿崎東海岸 約3.2ha 出羽・直海浜海岸 約5.1ha	人工の造形物が無く、波打ち際から内陸に向かって様々な海岸植物が生育するほか、絶滅が危惧されている植物も見られるなど、全国でも有数の自然が残る海岸。	
二貫寺の森自然環境保全地域 二貫寺の森一帯 約28ha (河川区域は除く)	飯田川と保倉川の氾濫や蛇行によって作られた氾濫原にあり、本来平地では見られない山地性の植物が生育するなど、植物の分布上きわめて貴重な地域で、豊かな自然が残され、それらに依存した多くの生物が生息している。	
五智公園自然環境保全地域 五智公園一帯 約22ha	日本海に近い里山を利用した公園で、雑木林やアカマツ林、湿地などの多様な条件下に生育する植物を観察できる貴重な地域で、これらの環境に依存した希少な昆虫類や鳥類が多数生息している。	
くわどり市民の森自然環境保全地域 くわどり市民の森のうち 約132ha	ブナをはじめとした落葉広葉樹の森が広がっており、ブナ林や雑木林、湿地など変化に富んだ環境に応じたさまざまな植物が生息している貴重な地域で、それらの環境に依存した希少な昆虫類、両生類、哺乳類および鳥類が多数生息している。	

▶ 施策の柱

1 生物多様性の保全

- ・地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定と保全活動、レッドデータブックの普及啓発など、自然環境保全条例⁵⁷に基づく取組を推進します。
- ・人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシなどの大型野生動物による人身や農作物被害等の防止対策を講じる一方、市民の野生動物に対する理解を深める機会の提供にも取り組めます。

2 開発事業に対する環境配慮の誘導

- ・公害の防止と自然環境の保全を図るため、環境影響評価会議⁵⁸の審議を基に、開発事業者等に対して環境に配慮した適正な事業実施を求めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H30)	目標(H34)
自然環境保全地域の指定数	4地域(H25)	6地域	8地域
大型野生動物による人身被害の発生件数	0件/年(H25)	0件/年	0件/年
イノシシによる水稻の被害面積	3.0ha/年(H25)	2.5ha/年以下	2.4ha/年以下
開発事業者等の届出義務違反の件数	0件/年(H25)	0件/年	0件/年

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-2-1 地球温暖化対策の推進

▶ 施策の方針

地球温暖化対策に対する市民の意識啓発に取り組み、一人ひとりの具体的な行動を促し、支援することにより、再生可能エネルギー²⁵の導入とあわせて省エネルギーの取組を推進します。

▶ 現状と課題

- 市では、地球温暖化対策を推進するため、地域省エネルギービジョン⁵⁹や再生可能エネルギー導入計画⁶⁰等に基づき、太陽光や木質バイオマス⁶¹による発電設備等の導入・普及促進や雪冷熱エネルギー等のクリーンなエネルギーの活用のほか、街路灯のLED化や庁舎のこまめな消灯、適切な温度管理など公共施設の省エネルギー化に取り組んできました。
- 東日本大震災以降は、国内のエネルギーを取り巻く状況が一変しており、エネルギーに関連した施策の目的は、地球温暖化対策に加えて、エネルギーの安定供給、地産地消、災害時のエネルギー確保などの側面も重視されるようになりました。
- 一方で、当市の温室効果ガス⁶²の排出量やエネルギー消費量は減少しておらず、市民一人ひとりの削減に向けた取組が重要な課題となっています。
- また、東日本大震災後のエネルギー需給のひっ迫を受け、これまで以上に再生可能エネルギーの導入とあわせて省エネルギーの取組が重要となっています。
- このことから、市民一人ひとりに地球温暖化対策に繋がる具体的な行動を促しながら、再生可能エネルギーと省エネルギーの取組を推進していく必要があります。

上越市の既設の再生可能エネルギー施設（概要）

区分	取組	実績
太陽光エネルギー	公共施設へ太陽光発電システムの導入	15施設
	民間の太陽光発電システムの導入	18施設他
	住宅用太陽光発電システムの導入	964件（東北電力との契約累積件数、妙高市含む）
風力エネルギー	公共施設等への風力発電システムの導入	4基（出力計2,700kW）
雪冷熱エネルギー	公共施設への導入	9施設
	民間への導入	6施設
バイオマス・廃棄物エネルギー	公共施設への導入	メタンガス発電、ごみの焼却熱利用、下水汚泥のメタンガス利用
	民間への導入	BDF製造設備（廃食用油の回収）、木質ペレット製造、生ごみバイオガス化設備、下水汚泥乾燥
小水力発電	浄水場への導入	1施設
地中熱利用	地中熱利用による融雪施設	1施設

資料：上越市環境保全課



▲ 太陽光パネルを設置した校舎（春日小学校）



▲ 地中熱を利用した融雪（上越妙高駅 西口 駅前公園）

▶ 施策の柱

1 再生可能エネルギーの導入

- ・市民・事業者の再生可能エネルギー²⁵への関心を高め、普及を促進するため、公共施設等における再生可能エネルギーの利用促進や効果の検証及び周知、民間への導入支援などに努めます。
- ・当市に適した再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光発電、小水力発電、バイオマス⁶¹、雪冷熱、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車の六つの利活用を推進します。

2 省エネルギー化の推進

- ・市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、上越市地域省エネルギービジョン⁵⁹と地球温暖化対策実行計画⁶³に基づく取組を推進します。
- ・市民、事業者へ省エネルギー化の取組を普及していくため、照明のLED化など公共施設の省エネルギー化を推進するとともに、その効果を検証して市民に公表します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H30）	目標（H34）
市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	3,630kW（H26.7推計）	5,070kW	5,790kW
世帯当たりの年間電力消費量	6,024kWh／年（H25）	6,024kWh／年以下	6,024kWh／年以下かつH30実績値以下

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

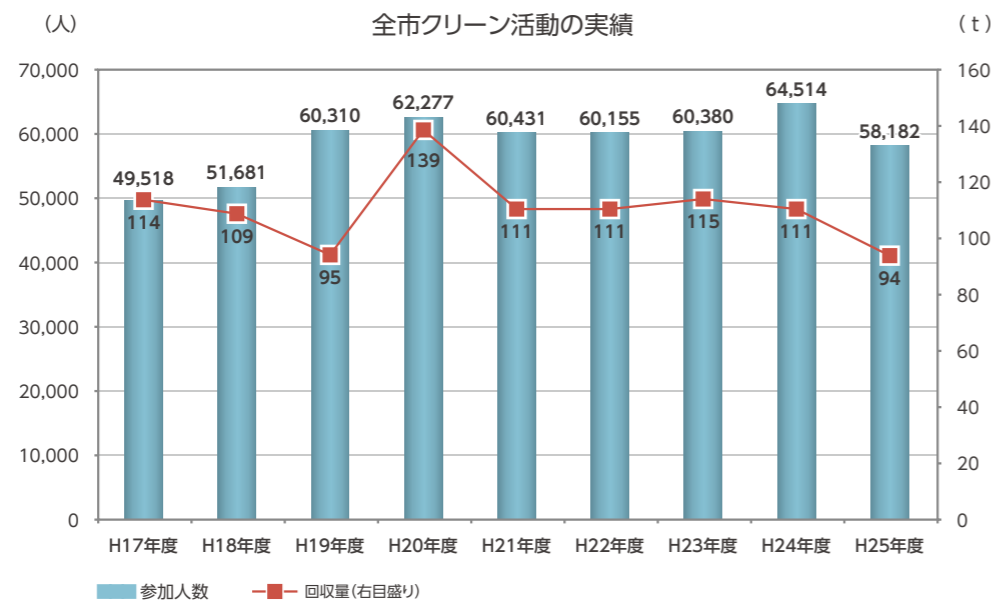
2-2-2 環境学習の推進

▶ 施策の方針

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、環境に関する知識について学ぶ機会を提供するとともに、良好な環境の保全に向けた実践活動を市民や団体、企業と連携を図りながら推進します。

▶ 現状と課題

- 市では、環境フェアの開催、「上越市の環境」の公表や広報紙などを通じて環境に関する様々な情報を提供してきました。
- 第2次環境基本計画⁶⁴では、「市民プロジェクト」を重点取組に位置付け市民との連携による環境啓発活動を行ってきました。
- また、良好な環境保全活動に向けた実践活動として、市民参加によるクリーン活動、事業者や有志による清掃活動、野生動植物の生育環境の保全活動などが展開されています。
- 市民一人ひとりが、自らの意識や行動が生活環境だけでなく地球環境に大きな影響を与える時代であることを認識し、より環境に関心を持つよう、情報に触れ、学び、気づく機会を提供していくとともに、実践活動を推進していく必要があります。



▲ 地球環境学校の活動に参加する子どもたち



▲ ふれあいクリーン活動

▶ 施策の柱

1 環境を学ぶ機会の提供

- ・市民一人ひとりの環境保全に関する意識の向上を図るため、様々な環境情報の発信や環境に関する学習の機会を提供します。
- ・市民、事業者へ環境保全に向けた具体的な行動モデルを示すため、市役所において、環境マネジメントシステム⁶⁵の的確な運用に努めます。

2 環境美化の推進

- ・地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等の様々な環境美化活動を推進します。
- ・市民が主体的に取り組む環境美化活動等に対する支援を行います。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H30)	目標 (H34)
環境に関する学習・啓発事業への参加者数 (累計)	— ※H26年度から見直し実施	14,000人	28,000人
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合 (上越市環境市民アンケート)	63.6% (H25)	67.0%	70.0%
全市クリーン活動参加者数	58,182人/年 (H25)	60,000人/年	62,000人/年